

大津町介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護相当サービス（みなし事業所用）A1

訪問型サービス

1 訪問型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位							
種類	項目											
A1	1111 訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1,168 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき						
A1	1113 訪問型サービスⅠ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	818							
A1	1114 訪問型サービスⅠ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	1,051							
A1	1115 訪問型サービスⅠ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	736							
A1	2111 訪問型サービスⅠ日割			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	38		1日につき					
A1	2113 訪問型サービスⅠ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	27							
A1	2114 訪問型サービスⅠ日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	34							
A1	2115 訪問型サービスⅠ日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	24							
A1	1211 訪問型サービスⅡ			ロ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2,335 単位		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	2,335	1月につき			
A1	1213 訪問型サービスⅡ・初任						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,635				
A1	1214 訪問型サービスⅡ・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	2,102									
A1	1215 訪問型サービスⅡ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,472									
A1	2211 訪問型サービスⅡ日割	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	77			1日につき						
A1	2213 訪問型サービスⅡ日割・初任	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	54									
A1	2214 訪問型サービスⅡ日割・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	69									
A1	2215 訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	49									
A1	1321 訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,704 単位			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	3,704	1月につき				
A1	1323 訪問型サービスⅢ・初任					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,593					
A1	1324 訪問型サービスⅢ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	3,334							
A1	1325 訪問型サービスⅢ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,334							
A1	2321 訪問型サービスⅢ日割			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	122	1日につき						
A1	2323 訪問型サービスⅢ日割・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	85							
A1	2324 訪問型サービスⅢ日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	110							
A1	2325 訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	77							
A1	2411 訪問型サービスⅣ			ニ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 266 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	266		1回につき			
A1	2413 訪問型サービスⅣ・初任					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	186					
A1	2414 訪問型サービスⅣ・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	239									
A1	2415 訪問型サービスⅣ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	167									
A1	2511 訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 270 単位			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	270	1回につき				
A1	2513 訪問型サービスⅤ・初任					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	189					
A1	2514 訪問型サービスⅤ・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	243					
A1	2515 訪問型サービスⅤ・初任・同一					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	170					
A1	2621 訪問型サービスⅥ					ヘ 訪問型サービス費（みなし） （Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 285 単位			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	285	1回につき
A1	2623 訪問型サービスⅥ・初任									事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	200	
A1	2624 訪問型サービスⅥ・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	257							
A1	2625 訪問型サービスⅥ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	180							
A1	1411 訪問型短時間サービス			ト 訪問型サービス費（みなし） （短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2（20分未満） 165 単位				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	165	1回につき	
A1	1413 訪問型短時間サービス・初任								事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	116		
A1	1414 訪問型短時間サービス・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供者を配置している場合 × 70%	149									
A1	1415 訪問型短時間サービス・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	104									
A1	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算						1月につき			
A1	8001 訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき							
A1	8002 訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき							
A1	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき							
A1	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき							
A1	8102 訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき							
A1	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき							
A1	8111 訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき							
A1	8112 訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき							
A1	4001 訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき							
A1	4002 訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100 単位加算	100								
A1	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 86/1000 加算									
A1	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 48/1000 加算									
A1	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算									
A1	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算									